

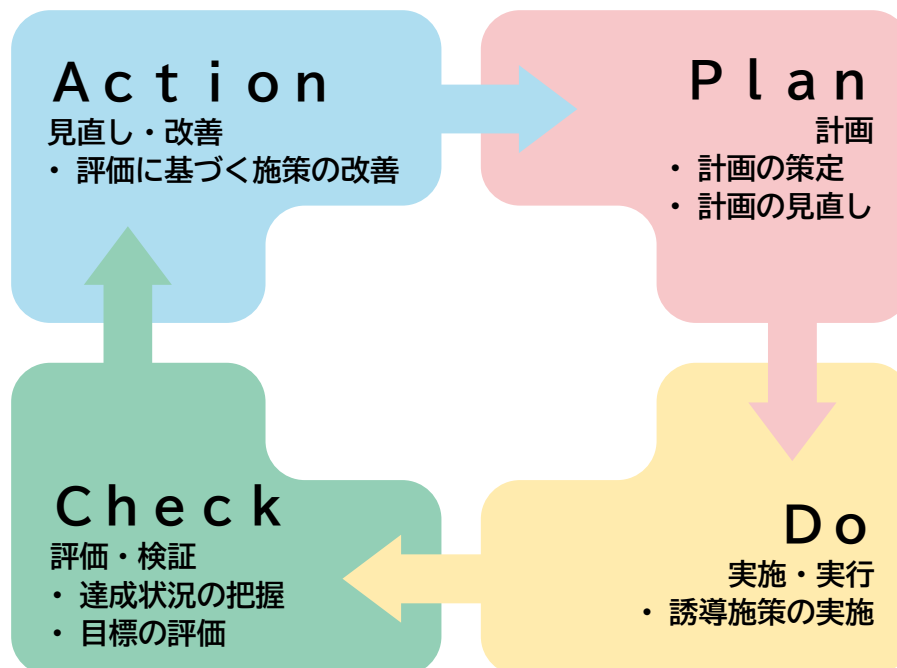
第4章 公園再編アクションプラン

4-1 公園等再編の実施プロセスの整理

本計画では、上位計画の都市計画マスタープランに基づいての都市づくりを長期間かけて政策を実行する必要があることから、PDCAサイクルを用いて適切な進捗管理と評価を行います。

施策や事業の進行管理に当たっては、進捗状況等の情報を広く市民に公表し、市民の理解と協力を得ながら計画的に推進していきます。

また、設定した定量的目標値は都市計画マスタープラン改訂等のタイミングに併せて評価していくこととします。評価の際には、湖南省ふれあい公園づくり検討委員会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを検討していくこととします。



4-2 公園再編アクションプラン

本市のすべての公園等が「使われ活きる公園」となることを目指し、以下の取組を推進します。

- ① 「第3章（2）個々の公園等の再編に向けた評価」を元に公園等の再編を進め、ストック効果の向上を図ります。
- ② 公園施設等の更新や公園等の再整備を行う場合は、維持管理費の低減に取り組めます。
- ③ グリーンインフラとしての保全・利活用を図るため、グリーンインフラを導入した緑の基本計画（公園の整備・管理方針を含む）の策定に取り組めます。
- ④ 多様化する利活用ニーズに応え、公園を市民交流やふれあいの場として、積極的に活用するため、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進等、公園を使いこなす仕組みを検討します。
- ⑤ 災害発生時の利活用に配慮し、避難場所となる公園等の整備に取り組めます。
- ⑥ 地域との連携等に留意しながら、多様な主体の参画を促し、清潔かつ安全で、安定的な管理運営体制づくりに取り組めます。

4-3 公園等の維持管理費の低減に向けた取組

公園等の維持管理費の低減に向けて、以下の取組を推進します。

◆湖南省公園施設長寿命化計画の推進

湖南省公園施設長寿命化計画に沿って、予防保全型施設*³の定期点検や長寿命化を図るための補修工事を実施します。事後保全型施設*⁴については、日常管理を行い、施設の機能低下や安全性に問題が生じた場合に補修、又は更新を実施します。

*³：予防保全型管理とは、劣化・損傷を予防的に防止する処置により、施設を長持ちさせることで、ライフサイクルコストの縮減を図ることのできる施設のこと。ただし、安全確保の観点から、ライフサイクルコストの縮減効果の有無に関わらず、遊具は予防保全型管理を行っています。

（例）体育館等の大規模建築物、遊具、照明灯、休憩施設等

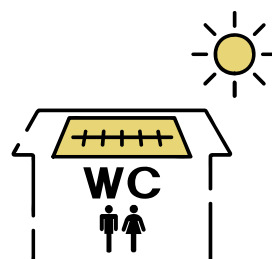
*⁴：事後保全型管理とは、機能しなくなった段階で更新を行う施設のこと。

（例）舗装やベンチをはじめ比較的整備コストの低い施設等公園施設の大部分

◆公園施設等のメンテナンスやエネルギー効率の改善

LED照明の導入やメンテナンスの容易な施設等への入れ替えにより、公園の維持管理費の低減を図ります。LED照明は、長寿命化が図れるだけでなく、照度が明るくなり、防犯性の向上にも効果が期待できます。

また、省エネ型設備の採用等、施設のエネルギー効率の向上により電力料金の削減を図ります。



◆持続可能なランドスケープデザイン

管理しやすい樹種の選定や、噴水等ランニングコストの大きな施設の導入を避ける等、植栽や景観設計のデザインを工夫することで、維持管理にかかるコストの低減を図ります。

樹種の選定にあたっては、本市の気候や生態系に適した植物の選定や、自然に適応した管理方法の導入が重要です。

公園等の景観の維持や安全性・防犯性の向上のため、適宜、樹木の伐採等の管理を行い、管理や伐採に大きな費用がかかる可能性がある樹木の大木化を避けます。

新規に樹木等を植栽する場合は、自然樹形の整いやすい樹種を選択したり、定期的な選定の必要な高木等を避け、管理の比較的容易な中低木・地被類の植栽とすることも考えられます。



◆企業や個人の地域・社会貢献活動や寄付の活用

公園等に愛称を付与する権利（ネーミングライツ）を取得する企業等（ネーミングライツスポンサー）の募集や、ふるさと納税を活かした寄付の募集、ベンチや遊戯施設、防災設備等の寄贈制度等の取組により、公園等の維持管理費の低減を図ります。

公園等内にスポンサーの看板や広告を掲示することで、企業にとっても宣伝効果があります。また、寄附による税制上の優遇措置もあります。



◆様々な担い手による維持管理の実施

地域の住民や企業に対して、公園等の清掃や植栽等のボランティア活動を奨励し、管理の一部を担っていただくことで、公園等の維持管理費の低減を図ります。

公園等と地域コミュニティの関わりを増やすことで、市民と行政の協働につなげ、公園等への愛着を育むとともに、地域コミュニティの形成を促します。また、公園等を市民の居場所の一つとして意識していただき、利用の活性化を図ります。



◆指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）の活用の検討

野洲川緑地内の野洲川親水公園については、本市が委託している指定管理者が公園の維持管理と運営を行っています。

これ以外の公園においても、指定管理者制度の活用を検討し、維持管理の効率化と公園に係る維持管理費の低減を図るとともに、利用者ニーズを的確に捉えたイベントの開催等新たなサービスの実施による公園等の魅力の向上やにぎわいの創出、利用の活性化をめざしていきます。また、民間のアイデア、ノウハウを効果的に導入する公募設置管理制度（Park-PFI）等の活用を検討していきます。

◆有効な財源の活用

トイレ等の施設の更新や新設の際に、国や県の補助制度の活用等財源の確保について検討していきます。